

「第五期岐阜県地震防災行動計画（素案）」に対する県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方

■ご意見を募集した期間：令和7年1月6日（月）から令和7年2月4日（火）まで

■ご意見をいただいた人数（件数）：2人（2件）

番号	ご意見（要旨）	ご意見に対する県の考え方
1	災害直後に道の駅が機能を果たす環境整備として、岐阜県内で「防災拠点自動車駐車場」に指定されている道の駅(24駅)について、道路管理者と施設管理者と災害応急対応施設管理協定(道路法第48条29の5)の締結を行い、被災時にすぐ活用できる環境整備を整えるべきではないか。	防災拠点自動車駐車場については、市町村の地域防災計画に防災拠点として位置づけのある道の駅を選定しております。 そのため、災害応急対応施設管理協定については、当該市町村や施設管理者の意向を踏まえつつ、検討してまいります。
2	活断層図を見ると線が密集している。岐阜県は活断層だらけと聞いたことがある。どの地域においても震度6強以上が想定されているとは大変である。 阪神淡路大震災では震度6地域の旧耐震基準の建物の倒壊出火が多かったと聞く。揺れが大きいと想定される地域は、市街化調整区域に入れるとどうだろう。	市街化調整区域は地震の観点による指定を行っておりません。 なお、県では、市町村が行う立地適正化計画（防災指針）の作成を支援することで、災害リスクの低いエリアでのまちづくりを促進してまいります。 ※立地適正化計画：災害リスクの低い地域へ住まいや生活を支える医療・福祉・商業などの施設を誘導、集積する計画